

## 第 513 回愛知地方最低賃金審議会 議事録

日 時 令和 5 年 10 月 16 日(月) 午前 10 時 00 分～午前 10 時 40 分

場 所 名古屋合同庁舎第 2 号館 3 階共用大会議室

出 席 者

( 公 益 代 表 委 員 ) 中山会長、鈴木会長代理、小野木委員、長谷川委員

( 労 働 者 代 表 委 員 ) 大脇委員、木戸委員、中島委員、松下委員

( 使 用 者 代 表 委 員 ) 梶原委員、竹内委員、太簀委員、堀江委員、安田委員

( 事 務 局 ) 阿部労働局長、伊勢労働基準部長、平井賃金課長、高橋主任賃金指導官、  
名倉課長補佐、大口賃金指導官、橋本監督官、水谷非常勤職員、  
丹下賃金調査員、吉田賃金調査員

議 題 (1) 愛知県の特定最低賃金の改正決定について

(2) その他

議 事

○大口賃金指導官

第 513 回愛知地方最低賃金審議会開催にあたり、事務局より御案内いたします。

本日の審議会は公開となっておりますので、報道機関の方がおみえになっております。報道機関によります冒頭の撮影及び答申時の撮影が予定されております。冒頭の撮影終了後に開会いたします。では、これより報道機関の方の撮影をお願いいたします。

( 報道機関 撮影 )

○大口賃金指導官

撮影はここまでとさせていただきます。カメラ、ビデオの方は後方へお願いいたします。審議が始まりますので以降の撮影及び録音はお控えいただきますようお願い申し上げます。

本日の資料につきましては、会議次第に合わせまして資料目次記載のNo.1 からNo.4 を配付させていただきます。御確認いただきますようお願い申し上げます。不足等ございましたら事務局までお申し出ください。

それでは、以降の進行につきましては、中山徳良会長をお願いいたします。

○中山会長

皆様おはようございます。ただ今より第 513 回愛知地方最低賃金審議会を開催いたします。事務局は、委員の出欠状況について御報告をお願いいたします。

○大口賃金指導官

委員の出欠状況でございますが、

公益代表委員は4名の委員が御出席され、水野有香委員については御欠席のご連絡をいただいております。

労働者代表委員は4名の委員が御出席され、安藤知子委員については御欠席の御連絡をいただいております。

使用者代表委員は5名の委員全員が御出席となっております。

委員定数15名中13名が御出席され、また、公労使各側委員とも3分の1以上の委員が御出席されております。

このため、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数「全委員の3分の2以上又は各側委員の各3分の1以上の出席」を満たしておりますことを併せて御報告いたします。

#### ○中山会長

ただ今、事務局より本審議会は定足数を満たしており、会議が成立している旨の報告がございました。それでは、次第に従いまして議事を進めたいと思います。

まず、議題(1)「愛知県の特定最低賃金の改正決定について」です。2業種に係る特定最低賃金の改正決定について審議を行います。

本年度の特定最低賃金の改正決定については、既に全ての専門部会で結審し、各部会長からいただいた改正決定に関する報告書を、本日の資料No.1及びNo.2としてお手元にお配りしております。

事務局から、各部会長からの報告書の読み上げをお願いいたします。

#### ○高橋主任賃金指導官

それでは、資料No.1から読み上げさせていただきます。

令和5年10月10日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 徳 良 殿

愛知地方最低賃金審議会

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業

最低賃金専門部会

部会長 鈴木 進也

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年8月4日、愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別添のとおりである。

委員名の読み上げは、省略させていただきます。

別 紙

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

なお、項目の1、2、3、5については、現行と変更がありませんので、読み上げを省略し、変更のあった項目のみ読み上げさせていただきます。

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,059円

6 効力発生の日

令和5年12月16日

続いて、資料No.2を読み上げさせていただきます。

令和5年10月4日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山徳良 殿

愛知地方最低賃金審議会  
愛知県輸送用機械器具製造業  
最低賃金専門部会  
部会長 長谷川 ふき子

愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年8月4日、愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別添のとおりである。

委員名の読み上げは、省略させていただきます。

別紙

愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金

なお、資料No.1と同様に、項目の1、2、3、5については、現行と変更がありませんので、読み上げを省略し、変更のあった項目のみ読み上げさせていただきます。

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,028円

6 効力発生の日

令和5年12月16日

以上でございます。

○中山会長

次に、それぞれの専門部会における審議経過につきまして、各部会長から簡単に御報告をお願いしたいと思います。

最初に、愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会、鈴木部会長からお

願います。

○鈴木部会長

それでは着座にて説明させていただきます。本部会は、本年9月21日、10月5日、10月10日の合計3回にわたり、真摯な議論をしていただきました。

労働者代表委員からは、近時の物価高の状況、それから深刻な人手不足を解消するためにも大幅な特定最低賃金の引上げは必要だという御意見をいただきました。中期的には組織内の最低賃金1,098円の金額を示されました。

これに対し、使用者代表委員からは、春の賃上げをベースに議論を進めてきた、また、大幅な賃上げは、中小零細企業にとって死活問題であるということで、慎重な意見をいただきました。

そのような中で、第3回目において、公益委員から地賃の引上げ額と同額の41円を提案し、労使双方の御理解をいただきまして、引上げ額41円、時間額1,059円ということで全会一致となりました。

以上、専門部会長として報告させていただきます。

○中山会長

ありがとうございます。続きまして、愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会、長谷川部会長から願います。

○長谷川部会長

長谷川です。本部会は、本年10月4日に労使双方より丁寧な御主張をいただき、真摯な議論をしていただきまして、労使双方共に引上額31円、時間額1,028円ということで御意見が一致し、全会一致で1回の審議で結審いたしました。審議は1回でしたけれども、その内容は非常に根本的な御主張をいただき、充実したものになったということ、部会長より付け加えて御報告させていただきます。

以上専門部会からの御報告でございました。よろしく願います。

○中山会長

ありがとうございました。ただ今、両部会長から報告いただきました内容について、御質問等があれば願います。よろしいでしょうか。

( 質問等なし )

○中山会長

よろしいですか。それでは審議を進めます。

例年、まず改定となる特定最低賃金の効力発生日についての審議を行い、その後、特定最低

賃金額の改定について審議を行っております。今年度もこの順序を進めたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

○中山会長

はい、よろしいということで進めさせていただきます。

それでは、特定最低賃金の効力発生日について審議を行います。

事務局から、効力発生日について説明をお願いします。

○高橋主任賃金指導官

先ほど、各専門部会長から御報告をいただきました、2業種に係る特定最低賃金専門部会報告書の別紙において、「効力発生日」は、いずれも令和5年12月16日とされています。

愛知県では、例年、改正決定に関する報告がなされた業種については、特定最低賃金の効力発生日を同一日とし、その日を12月16日としております。

○中山会長

ただ今、事務局から、本年度についても12月16日発効という説明がございましたが、御質問等いかがでしょうか。

( 質問等なし )

○中山会長

よろしいですか。それでは、今年度も例年と同様、効力発生日については、専門部会報告書どおり、令和5年12月16日とすることとさせていただきたいと思いますが、それでご了解いただけますか。

( 異議なし )

○中山会長

はい、労使双方御了解いただきましたので、今年度も両業種の効力発生日については、専門部会報告書どおり令和5年12月16日とさせていただきます。

次に、改正特定最低賃金額について審議を行います。

各専門部会の審議結果を表にした資料No.4「令和5年度特定最低賃金専門部会審議結果表」及び両専門部会長からの審議経過報告のとおり、「愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金」及び「愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金」は、いずれも全会一致による決定となっております。

本審議会においても、両業種について全会一致としたいと思いますが、いかがでしょうか。

( 異議なし )

○中山会長

御了解をいただきましたので、全会一致ということでさせていただきたいと思います。

専門部会報告書の内容について、本審議会の結論が得られましたので、次に「答申文(案)」を作成いたします。

事務局で準備いたしますので、少々お待ちください。

( 答申文(案)準備 )

( 答申文(案)配付 )

○中山会長

それでは、事務局から、答申文(案)の読み上げをお願いします。

○高橋主任賃金指導官

読み上げさせていただきます。

(案)

令和5年10月16日

愛知労働局長

阿部 充 殿

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 徳 良

愛知県の特定最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和5年8月4日付け愛労発基 0804 第1号をもって貴職から諮問のあった下記最低賃金に係る標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙1及び別紙2のとおり  
の結論に達したので答申する。

記

1 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第3号)

2 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第6号)

別紙1及び2については、冒頭の改正決定に係る一文を除き、各専門部会報告書と同一のものとなりますので、読み上げは省略させていただきます。

以上でございます。

○中山会長

ただ今、答申文（案）を読み上げていただきましたけれども、これでよろしいでしょうか。よろしければ、拍手で御承認をお願いします。

（ 拍手承認 ）

○中山会長

はい、ありがとうございます。御承認いただきましたので、労働局長に答申したいと思えます。事務局は答申文の正本の作成をお願いいたします。これから答申文の正本を作成しますので少々お待ち下さい。

（ 答申文準備 ）

（ 答申文手交 ）

（ 答申文(写)配付 ）

○中山会長

ここで、阿部労働局長から答申に対する御挨拶がございます。よろしくをお願いいたします。

○阿部労働局長

ただ今、愛知県の特定最低賃金の改正決定につきまして答申をいただきましたので、一言御挨拶を申し上げたいと思えます。

鉄鋼業及び輸送用機械器具製造業特定最低賃金の改正決定につきましては、本年8月4日に当審議会に諮問させていただいたところでございます。それ以降、公労使各委員の皆様方には本当に真摯な御議論をお願いしたところ、熱い御議論をいただきまして本当にありがとうございます。

結果として全会一致ということで結論を出していただきました。私どもとしても議論を事務局としてもいろいろ受け止めた部分もございます。そういったものも受け止めながらしっかりとこの後の取り組みを進めてまいりたいと思っております。答申いただきました2業種の最低賃金につきましては、早速、12月16日発効に向けた手続きをしっかりと進めてまいったうえで、12月16日以降取り組みを進めるように段取りを取り組んでまいりたいと思っております。この後、県最賃と併せて、周知・履行確保になろうかと思えます。私どもでやることをしっかりとやってみようと思っておりますが、委員の皆様方におかれましても、それぞれの立場の中で、また、周知等御協力賜ればありがたいと思っております。また、併せまして、今後も最低賃金を含め、労働行政全般にかかわります御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ですが、御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○中山会長

はい、ありがとうございました。本年度の特定最低賃金の審議がひとまず終了いたしましたので、会長として私からも一言お礼を述べさせていただきます。

立つと、なかなか緊張するのですけれども、ドキドキしております。

本年度の特定最低賃金専門部会の御審議をいただきまして誠にありがとうございました。そして、お疲れ様でございました。今年度は物価高騰が起こりまして、地賃も非常に引き上がって、その中で特定最低賃金を引き上げるという話で、ここでは 2 業種が必要性ありというふうになりましたけれども、たぶん労使双方御調整をしていただくのに非常に御苦労があったことと思っております。その中でもそれぞれ主張を真摯に行われまして、歩み寄っていただけたところは歩み寄っていただきまして、最終的に全会一致ということで結審いたしましたことは会長として非常にありがたく思っております。皆様に御礼申し上げます。

これで異議審がなければ、ひとまず労働局長に答申文をお渡ししたということで、一区切りついたということで、私から申し上げさせていただきました。誠にありがとうございました。

○中山会長

本年度の審議等に関しまして、労使各側から、何か御意見があれば伺いたいと思っておりますけれども、何か御意見はありますでしょうか。まず、労働者代表委員のほうからお願いしたいと思います。

○大脇委員

貴重なお時間をありがとうございます。では、労側から発言させていただきます。

本年は、必要性の審議から、特定最低賃金の意義・役割、そして愛知県におけるものづくり産業にとって重要性などについて、労側としてこれまで以上に丁寧に説明をしております。審議を通じて、特定最低賃金の必要性について一定の理解が進んだものだと受け止めており、鉄鋼、輸送 2 業種については、公労使の真摯な議論を通じて、全会一致で金額が決定できたと考えております。

来年度に向けても、特定最低賃金の意義を共有し、愛知県の産業における適正な賃金相場がどうあるべきかについて、公労使による真摯な論議のもと、産業の魅力を高めることによる人材確保や、地域の持続的発展に寄与することができる特定最低賃金の決定がなされるよう議論を行ってまいりたいと思っておりますので、御理解をお願い申し上げます。

また、愛知労働局においては、特定最低賃金についても、周知徹底と、履行性確保のための監督指導の強化、さらには、特定最低賃金の適用労働者数を適切に把握していただくよう要望いたします。以上でございます。

○中山会長

ありがとうございました。続きまして、使用者代表委員お願いいたします。



○梶原委員

使用者側として、一言申し上げます。今年度の特定最低賃金の答申ということで、先ほど答申がなされたというところでございます。審議の経過につきましては、先ほど御報告されたとおりということで、賃金額の引上げにつきましては、我々としても一定の理解を示したというようなところでございます。

改めてでございますけれども、行政に対してのお願いということになりますけれども、現在の物価高騰を緩和する処置、あるいは、中小、小規模企業に対する価格転嫁を含む取引の適正化への実効性のある支援、それから、企業の生産性向上、あるいは、人への投資に対する支援策、こうしたものに対する継続的な実効性のある策というようなことを、引き続き実行していただくというようなことを強く要望したいというふうに思います。以上です。

○中山会長

はい、ありがとうございました。各側の委員からいただいた御意見につきましては、審議会に反映すべきものは反映していくように、今後の審議の場で取り扱いたいと思いますし、今、事務局のほうに要望があった点については、事務局で着実に進めていただくようによろしくお願いいたします。

それでは、答申後の手続等について、事務局から説明をお願いいたします。

○高橋主任賃金指導官

愛知地方最低賃金審議会の意見に関する公示につきましては、本日を公示日とし、本年10月31日（火）までの間、答申要旨を公示いたします。この期間に異議申出があった場合には、愛知労働局長は愛知地方最低賃金審議会に対し意見を求めることになっており、本年11月1日（水）、当該異議に係る意見を求めるための審議会を開催することとなります。本年10月31日（火）までの15日間に異議申出がなかった場合には、官報による公示の手続に入ります。官報の公示を本年11月16日（木）に予定し、30日経過後の本年12月16日（土）に効力発生となることを予定しております。

○中山会長

はい、ありがとうございます。今の件について何か御質問等はよろしいでしょうか。

次に議題（2）「その他」ですが、何か議事はございますでしょうか。

よろしいですか。事務局から連絡等があればお願いいたします。

○高橋主任賃金指導官

今回の開催につきましては、異議の申出があれば11月1日、異議の申出がなければ改めて各委員の皆様にご連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

○中山会長

それでは、以上をもちまして本日の審議は終了とさせていただきます。皆様おつかれさまでした。ありがとうございました。

(令和5年10月16日)第513回愛知地方最低賃金審議会 議事録